

～40歳以上65歳未満の組合員のみなさまへ～

## 平成29年4月分から介護納付金の掛金率が変わります

40歳から65歳未満の組合員のみなさまは、介護保険に要する費用として、介護掛金を共済組合に納めています。共済組合は、納めていただいた掛金を、道府県からの負担金と併せ、介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付しています。この介護納付金は、同基金を通じて、全国の市町村に交付され、介護保険のサービス費用等に充てられています。

平成29年度の介護納付金の算定結果に基づき、平成29年4月以降の掛金率につきましては、下表のとおりとなります。

なお、今国会に提出されています「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が成立しますと、平成29年8月から介護納付金の算定方法が変更されるため、同月分からの掛金がさらに変更されることとなります。同月以降の新たな掛金率につきましては、改めてお知らせいたします。

### <平成29年4月分からの掛金率>

(単位：‰ (千分率))

| 組合員の種別                                   | 掛 金 率   |           |
|--|---------|-----------|
|  | 標準報酬の月額 | 標準期末手当等の額 |
| 一般組合員<br>知事組合員<br>一般組合員（特別職等）<br>船員一般組合員 | 5.68    | 5.68      |
| 任意継続組合員                                  | 11.36   | —         |